

多目的ルームの展覧会利用時の変更点

※令和3年1月4日受付分から適用

1. これまでの利用方法

【条件】

以下の①、②の条件両方に該当する場合は、多目的ルームを市民アトリエ・ギャラリーと同様の使用料で使用することができます。

- ① 市民アトリエ・ギャラリーが使用できない場合
- ② 展覧会を目的として、1日以上利用すること

『サントミュージゼゴ利用の手引き』（令和2年度7月改訂版）21ページより

【使用料】

1 企画展示室等使用料 ※市民アトリエ・ギャラリー施設使用料部分のみ抜粋

利用区分	使用料	
	昼間(午前9時から午後5時まで)	超過時間1時間につき
市民アトリエ・ギャラリー	9,600円	1,930円

○上田市立美術館条例（平成25年6月27日：条例第26号）
別表第2（第9条関係）（令元条例24・一部改正）

2. これからの利用方法

【条件】 交流文化芸術センター条例第8条第2項による。

利用の目的に関わらず条例に基づき多目的ルーム本来の使用料をお支払いいただきます。

【使用料】

利用区分 (時間)	午前 9～12	午後 13～17	夜間 18～22	昼間 9～17	昼夜 13～22	全日 9～22	超過1時間 につき
料金(円)	3,750	4,950	6,300	8,400	10,800	13,400	1,620

○上田市交流文化芸術センター条例第8条第2項 別表（第8条関係） ※抜粋

《参考》 上田市交流文化芸術センター条例（平成25年6月27日：条例第25号）

(使用料)

第8条 センターを利用しようとする者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料は、別表のとおりとし、利用許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に徴収することができる。

◆注意点

- ・数日に渡る展示や展覧会の場合、開場時間が 22 時以前の場合でも、展示物を室内に設置している限りは施設を占有していることになるため、22 時までの使用料をお支払いいただきます。

例)

13 時から 17 時まで搬入 + 3 日間、朝 9 時から 17 時まで展示 + 4 日目、17 時までに撤収
→4,320 円 (10,800 円×40%(展示準備の使用料)) + 40,200 円(13,400 円×3 日) + 8,400 円

◆可能となったこと

- ・多目的ルームは利用形態に関わらず飲食可能なスペースです。
 - ※ 市民アトリエ・ギャラリーでは飲食できません。2 部屋を同時利用する場合、飲食ができるのは多目的ルームに限ります。
- ・多目的ルームはパントリーが付随している施設です。水場や湯沸かしなどに利用できます。
- ・多目的ルームは 9 時～17 時(昼間)の区分の他、「午前」「午後」「夜間」の使用料区分があります。また、美術館が閉館する 17 時以降も展覧会利用することができます。